

26年度税制改正の主な内容をお知らせします

個人市民税・都民税均等割税額の改正

23年12月2日に「東日本大震災からの復興に関し地方公共...

特定支出控除の見直し

1年間の特定支出額の合計が、次の区分に応じ定める金額を超える場合は、給与所得...

①1年間の給与などの収入金額が1500万円以下... ②1年間の給与などの収入金額が1500万円を超える...

給与所得控除の改正

1年間の給与などの収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について...

公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の住民税申告手続きの簡素化

年金所得者が年金保険者(特別徴収義務者)に提出する扶養親族等申告書に「寡婦(寡夫)」の記載が追加されました。

収入が年金収入のみの方で毎年住民税の申告で寡婦(寡夫)控除のみを申告している方は、扶養親族等申告書の該当箇所に記載をすれば住民税の申告書の提出が不要になります。

表1 均等割の税額表

Table with 4 columns: 現行, 引き上げ後, 差額, and rows for 市民税, 都民税, 市・都民税合計額.

図1 給与所得控除の改正

Diagram showing the change in tax calculation based on salary income (A) before and after the amendment.

図2 ふるさと寄附金税額控除の見直し

Table showing the revision of the local contribution tax credit calculation formula.

要な資格取得費や、65万円までの範囲で職務に関連する図書...

ふるさと寄附金税額控除の見直し

平成25年分から国税において復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、ふるさと寄附金に係る住民税の特例控除額が調整されます。

住宅借入金等特別控除の延長

住宅借入金等特別控除の適用期限が、さらに4年間延長され、29年12月31日までとなる。

26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされています。

市民税・都民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)

1年目の方および昨年途中で普通徴収(納付書または口座振替)になった方

①引き落とし(特別徴収)の対象となる方... ②引き落とし(特別徴収)の開始時期... ③引き落とし(特別徴収)の対象となる年金... ④引き落とし(特別徴収)の対象となる市民税・都民税

⑤公的年金からの徴収方法

⑥2年目以降の方

表① 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度の徴収

Table showing the collection schedule for public pension tax (special collection) starting in the first year.

表② 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)2年目以降の徴収

Table showing the collection schedule for public pension tax (special collection) from the second year onwards.

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では、徴収方法が異なります。

国民年金 ねんきんネットをご利用ください... ねんきんネットとは、ご自分の年金加入記録などを、いつでもインターネットで確認することができるサービスです。

65歳未満の方へ... 65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税を給与から天引き(特別徴収)している方は、公的年金などの所得と併せて給与から天引きすることが出来ます。